



2024年5月27日

各 位

会社名 株式会社テレビ朝日ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 早河 洋
(コード番号：9409、東証プライム)
問合せ先 取締役 板橋 順二
03-6406-1115

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、複数の株主より、2024年6月27日開催予定の第84回定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主49名からの共同提案。

2. 本株主提案の内容および理由

(1) 議題

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 社外取締役の推薦

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙に記載のとおりです。

なお、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

3. 株主提案に対する取締役会の意見

(1) 第1号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

今般の株主さまのご提案に関しまして、ご指摘のような事実は一切ございません。

当社の事業子会社である株式会社テレビ朝日（以下、「テレビ朝日」といいます。）は、すでに番組づくりの指針である「テレビ朝日 放送番組基準」を策定し、番組及び広告の企画、制作、実施に当って守るべき基準と限界をまとめた「民放連 放送基準」に則ることで、政治的権力に迎合せず、自主・自律の姿勢で適正な放送が行われるためのルールを確立し、その徹底を図っております。

また、第三者委員会は、企業不祥事が発生した場合に原因究明や再発防止策の検討などを目的として設立される事例が多くみられますが、その機能や役割は事案により千差万別です。しかしながら、今般の株主さまのご提案にあります「介入」や「圧力」「政治的な権力を持つ者」の定義は不明確であり、「第三者委員会」による検証・調査の対象も明確に示されてはおりません。

当社グループの放送事業は、放送という一連の業務執行として、会社法に基づき、放送法はもとより諸法令に適合していることを確保するための体制のもとで行われております。

このなかで業務執行行為の一部をことさらに切り出し、きわめて不明確な条件付けで一律に第三者委員会の関与を定款において義務付けることは、業務の適時適切な執行を著しく阻害するものと考えますので、当社取締役会としては、本総会に上程する本株主提案に対して反対いたします。

(2) 第2号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

テレビ朝日は、放送法第6条で定められている放送番組審議機関（テレビ朝日放送番組審議会。以下、「放送番組審議会」といいます。）において、課題番組以外でも委員から常に、自由にご意見をいただいております。放送番組全般といったテーマでも、日頃テレビ朝日の番組を観て気が付かれたことについて、番組の適正を図るため、幅広いご意見をいただいております。また、放送した番組で問題が発生した場合には、第三者の視点からご指摘、ご意見をいただいております。

委員の皆さまは、様々な分野で活躍され、社会に貢献されてきた方々で、豊富な経験と多岐にわたる深い知見をお持ちです。時には厳しいご指摘やご意見も伺い、その都度、番組制作の現場と共有して改善に努めております。

また、テレビ朝日系列独自の取り組みとして「系列 24 社放送番組審議会委員代表者会議」を開催しております。「動画配信時代 地上波テレビに望むこと」や「いま、テレビの役割を問う～地域に貢献するメディアであり続けるために～」など、毎年違うテーマで深い議論を行っており、系列各局にとって、大変有意義なものとなっております。さらに番組表彰制度「PROGRESS 賞」を設けて、制作スタッフの育成にも貢献しております。テレビ朝日の放送番組審議会は番組の審議だけでなく、系列全体の番組の質の向上にも寄与しております。

テレビ朝日の放送番組審議会は、放送法の定めに則り、放送番組の適正向上を図る職責・機能を十分に果たしていると考えております。

また、提案理由にある2つの番組に関してですが、テレビの情報番組は日々のニュースを扱うのが主流で、いわゆる企画・特集もの、芸能やスポーツ、生活情報など多様な映像素材で構成されております。少子高齢化が進み、コロナ禍等も加わって視聴者の志向が変化しています。例を挙げると、健康や美容に関するもの、ダイエット・老化防止・介護から、趣味・スポーツまで実に幅広くあります。そのような題材はもちろん独自に取材し構成しますが、出版・新聞・インターネットをベースにした企画コーナーもございます。ご

指摘の番組の件は、こうした範疇に入るものと考えます。

こうしたことから、提案理由にある「放送番組審議会が機能不全」とのご指摘につきましては、そのような状態ではないと考えており、今後もテレビ朝日は、放送番組審議会委員からの客観的なご意見を参考にし、放送番組の適正向上を図るべきであると考えます。また、第三者委員会の関与を定款において義務付けることにつきましては、業務の適時適切な執行を阻害するおそれがあるとも考えますので、当社取締役会としては、本総会に上程する本株主提案に対して反対いたします。

なお、今般の株主さまからのご指摘は、表現方法に対する注意喚起と考え、真摯に受け止め、今後の番組制作に活かしてまいりたいことを申し添えさせていただきます。

(3) 第3号議案「定款の一部変更の件」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

放送番組審議会の委員の委嘱について、放送法では「学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する」と規定されるのみで、任期や学識経験以外の資格要件の定めはございません。

テレビ朝日は、放送番組審議会規程により「委員の任期は1年とする。但し重任を妨げない」としております。これは、テレビ朝日の放送番組数が、常時約150に及び、また、テレビ局は報道機関であると同時に、広告・宣伝機能、娯楽文化の提供という複合的な構造・仕組みを持っていることから、委員の皆さまに十分にご審議をいただくには、一定期間、委員に在任していただく必要があると認識しているためです。

以上を踏まえますと、テレビ朝日の放送番組審議会委員がその見識・知見を生かし、闊達で意義のある議論を通じて、放送番組の適正化を図っていくためには、各委員に中長期的な視点で観ていただくことも重要です。放送番組審議会の委員の任期、属性に関しましては、放送局が多様な要素を総合的に考慮して選任にあたるべきであると考えます。このため、特に法令に定めのない放送番組審議会委員の在任期間の上限、及び当該審議会の委員に番組制作に関与する者を選任しないこと（現に委員に就任している場合は直ちに退任すること）を定款に規定することは、放送番組審議会の運用を硬直化させ、総合的な判断からなる人選を困難にするおそれがあり、ひいては放送番組の適正化を図るといふ放送番組審議会の機能を損ないかねないと考えますので、当社取締役会としては、本総会に上程する本株主提案に対して反対いたします。

(4) 第4号議案「社外取締役の推薦」

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社取締役会は、企業価値向上に向けたガバナンスの改革に継続して取り組んでおり、2014年4月には認定放送持株会社に移行し、グループの情報共有体制や意思決定プロセス及び組織の見直しなどを行い、経済状況、経営環境などに応じた、迅速で的確な判断ができる態勢を整えました。また、2015年には、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委

員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図るため監査等委員会設置会社に移行し、独立社外役員が委員長を務め、かつ、過半数を占める『指名・報酬委員会』も設置いたしました。

こうした一連のガバナンス改革を経た体制のもとで、『取締役会の多様な構成』『当社のコーポレート・ガバナンスにかかる基本方針』『企業経営を担う適切な人材の育成と選定に向けた基本方針』を共有し、企業課題を克服し、企業価値の持続的な向上を図るために最もふさわしい取締役候補者を株主の皆さまにお諮りしてまいりました。

このような候補者は、株主総会で皆さまのご信任を得て、現在の経営計画「**BREAKOUT STATION！**新しい時代のテレビ朝日 経営計画 2023-2025」を推進しておりますが、現在、「地上波」「インターネット」「ショッピング」「メディアシティ」「新領域開拓」など各分野で、実績を重ねております。

今回ご提案する取締役会の体制も、コーポレート・ガバナンスの実効性確保と企業特質を踏まえ、その価値の最大化に向けた最適の体制となるよう、指名・報酬委員会の答申も踏まえる等、当社内で慎重な検討を重ねて指名した、相互に適切にスキルを補完し、さらに、報道機関の持株会社の取締役として不偏不党の立場を堅持している複数の候補者となります。このため、さらに前川氏を候補者とし、そのお力添えをいただく必要はないと考え、当社取締役会としては、本総会に上程する本株主提案に対して反対いたします。

以 上

「議案の要領および理由」

提案株主から提出された株主提案書面の該当箇所を原文のまま掲載しています。

第1号議案

1 定款の追加

株式会社テレビ朝日（以下「テレビ朝日」という）の制作番組を含め報道番組などについて政治的な権力を持つ者からの圧力、介入により、報道機関の公正報道を保ち難い疑いのある事例が過去10年以内に存在した場合に、独立の第三者委員会を設立し、調査、公表する旨の定款を追加する。

2 提案理由

2015年1月、テレビ朝日の「報道ステーション」において、コメンテーターの古賀茂明氏の発言を巡って、政権幹部からの介入事例があり、テレビ朝日が政権の意向を忖度して古賀氏及び同番組制作担当者を同年3月末に降板させたとの批判をした文献などが存在する。もし、この事実が真実ならば、憲法で保障された放送の自由を侵害するものである。

テレビ番組が果たすべき大きな目的、役割の一つに政権に忖度、迎合しないで自主・自立の立場から放送するという使命がある。この使命に基づき、過去10年間の介入事例の存否、その経過、会社の対応について（又将来に同様の「介入」事例があった場合に）、独立の第三者委員会を設置し、調査し公表することを定款に定めることは、政治権力を持つ者の「介入」を予め防止する役割を持ち、同時に視聴者の信頼性をより高めることになる。

第2号議案

1 定款の追加

株式会社テレビ朝日（以下「テレビ朝日」という）の個別番組の放送内容については、本来は、社内の放送番組審議会において是正されるのが放送法の趣旨であるところ、放送番組審議会に機能不全又はその恐れがある場合には、独立の第三者委員会を設立し、調査、公表する旨の定款を新しく追加する。

2 提案理由

テレビ朝日の番組2023年10月7日「大下容子ワイド!スクランブル」及び2024年3月1日「羽鳥慎一モーニングショー」において、放送番組審議会の委員長である見城徹氏が社長を務める幻冬舎の書籍の宣伝、広告部分があると視聴者に疑いを抱かせる番組が報道された。日本民間放送連盟放送基準において番組内容が広告放送と誤解されることはあってはならないし、そのようなことは民放テレビの放送の根幹にかかわる問題であると指摘されている。しかもBPOからも同種の番組については勧告も受けている。このような個別番組の有り方は、本来は放送番組審議会において是正・検証されるべきである。しかし、同書籍の出版社社長である見城氏が委員長を務める放送番組審議会で審議が行われた形跡はない。このように放送番組審議会の機能不全が疑われる場合に、第三者委員会を設立し調査しその結果を公表する旨の定款追加は、本社の信頼性を高める。

第3号議案

1 定款の追加

- (1) 株式会社テレビ朝日（以下「テレビ朝日」という）の放送番組審議会の委員の任期（更新する場合も含む）を最長10年とする（最長10年に達している委員は直ちに退任すること）。
- (2) 当該審議会の委員には「テレビ朝日」の番組制作に関与する者を選任しないこと（現に委員に就任している場合は直ちに退任すること）。

2 提案理由

- (1) 現在、委員長を務める見城徹氏は、放送番組審議会委員を約20年つとめ、委員長在籍も10年を経過しているという現状がある。特定の委員が放送番組審議会に長期間在任し、当該委員が審議会の委員長や副委員長を兼務している場合には、当該委員の発言が審議会の議論を支配する危険性があり、放送法が期待する放送番組審議会の意義、役割を果たすことが困難である。
- (2) 「テレビ朝日」の番組制作に関与する個人、法人（法人の場合はその役員も含む）が委員に選任されると公平、公正、中立な立場で番組を審議することは不可能となる。

第4号議案（社外取締役の推薦）

1 前川喜平氏を社外取締役に推薦する

生年月日：1955年1月13日

所有株式数：2000株

【経歴】

1979年 東京大学法学部を卒業。文部省入省。その後、ケンブリッジ大学大学院留学。

ユネスコ代表部一等書記官、文部大臣秘書官、初等中等教育局長等を歴任。

2016年6月 文部科学事務次官

2017年1月 依願退職

2018年4月 日本大学文理学部教育学科非常勤講師

それ以降、市民の立場で教育、社会、政治などの諸問題に関して講演活動を行い、その間に様々な執筆活動を行っている。

2 同人を推薦する理由

前川氏は、事務次官として政府関係者や政治家との折衝等の経験が豊富な上、退官後の市民活動、その発言内容からも民主主義の本質や報道の自由の有り方についての造詣が深い。退官時以降の毅然とした姿勢には趣旨を貫く力があり、報道の自由のため現場で頑張る事業者や職員の方たちへの激励にも繋がる。

特に、第二次安倍政権下においては、テレビ報道への介入が続いた。例えば、政治的公平に関する高市早苗総務大臣（当時）の答弁（2016年2月8日）

もその一つであり、その背後には側近政治家による異常な権力行使が存在していたことが今年の国会において公表された。これらの問題は、テレビジャーナリズムの根幹に関わる問題である。このような憂慮すべき現状を打破するためにも、前川喜平氏を社外取締役を選任することが、テレビ朝日HDにおいても有益となる。